

新規就農者育成総合対策 (就農準備資金)

最長
2年

県が認める研修機関で研修を受ける就農希望者に、
一人あたり年間最大 **165万円** を交付します

<交付内容>

※予算の範囲内で交付

- ◇ 交付額 年間最大 165万円
- ◇ 交付期間 最長2年間
- ◇ 交付方法 県（農林事務所又は農業ビジネス課）から研修生へ支給

<主な交付要件>

- 1 就農予定時の年齢が、原則50歳未満で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農^{※1} 又は雇用就農^{※2} 又は親元就農^{※3} を目指すこと
 - ※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
 - ※2 研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること
 - ※3 就農後5年以内に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）
- 3 県が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと
- 6 原則、前年の世帯（親子及び配偶者）所得が600万円以下であること
- 7 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること
- 8 交付期間内に農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること

<交付停止・返還等>

- 1 研修を途中で中止、休止した場合
- 2 適切な研修を行っていない場合
- 3 研修状況報告、就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- 4 研修終了後1年以内に50歳未満で就農しなかった場合
- 5 就農形態に応じた交付要件を満たさなかった場合
- 6 就農後に交付の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合

<スケジュール等>

◇ 申請書類

最寄りの農林事務所または県ホームページ

◇ 令和8年度審査会スケジュール

①6月10日 ②9月7日 ③11月10日 ④1月21日

◇ 交付後の確認

研修中は半年ごと「研修状況報告」、就農時「就農報告」、研修終了後は半年ごと6年間「就農状況報告」を提出いただきます

現地訪問及び聞き取りにより研修の状況や就農の状況を確認します

<問合せ先>

◇最寄りの農林事務所

賀茂農林事務所	企画経営課(下田市)	TEL 0558-24-2076
東部農林事務所	生産振興課(沼津市)	TEL 055-920-2158
富士農林事務所	生産振興課(富士市)	TEL 0545-65-2194
中部農林事務所	生産振興課(静岡市)	TEL 054-286-9023
志太榛原農林事務所	生産振興課(藤枝市)	TEL 054-644-9214
中遠農林事務所	生産振興課(磐田市)	TEL 0538-37-2269
西部農林事務所	生産振興課(浜松市)	TEL 053-458-7212

県外で研修した後、県内で独立・自営就農予定の方は、農業ビジネス課に御相談ください。

◇総合窓口

静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課 担い手育成・支援班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL 054-221-2712

E-mail nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

県ホームページ →

